

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成29年11月27日

情報商材のトラブル ～「誰でも稼げる」特に注意を～

〈内容〉

2カ月前、会員制交流サイト（SNS）で「あなたの写真が、今すぐお金に替わる！」というバナー広告を目にした。スマートフォンなどで撮影した写真の販売方法を解説した情報商材で2万円だった。申し込むとすぐに教材がメールで送られ、業者から電話で説明を受けた。「Instagram（スマートフォン向け写真共有サービス）に写真を掲載すると3千社の契約会社が写真を買い取る」「特別コースに入れば月80万円は稼げる」「返金保証もある」と勧誘を受けた。4カ月のサポートのある特別コース（60万円）を契約した。写真は全く売れず、業者に解約と全額返金を求めたが応じてくれない。（50代、男性）

★ 消費生活センターからのアドバイス

- 情報商材は、インターネットの通信販売を通じて「お金のもうけ方」や「異性にもてる方法」など、さまざまなノウハウを提供すると称します。PDFファイルのダウンロード、冊子やDVDの送付などにより提供されます。
- 情報の内容は中身を見るまで分からないため、実際に得られる情報が思っていたものとは異なる場合、トラブルになることがあります。
- トラブルが発生した後、業者の対応に問題があったり、表示されていた電話番号がつかなくなったりするケースもあります。購入には慎重な検討が必要です。
- 「誰でも簡単に稼げる」「稼げなかったら返金する」「大多数の人が収益を上げている」など、消費者に都合の良いことばかりを強調する業者は特に注意しましょう。

※ おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

★ おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

【相談受付時間】 平日（月～金曜日）… 午前9時～午後5時（12時～13時を除く）

全国共通ダイヤル ☎188（イヤヤ!）



長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

※ 各町にも相談窓口があります